

令和2年度 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣 募集要項

1 趣 旨

働き方・休み方の改善や育児・介護や病気治療と仕事の両立支援をはじめとした、職場における働き方の見直しに取り組む中小企業等に対し、専門家を派遣し、助言を行うことで、働きやすい職場環境づくりを推進することを目的とした事業です。

2 内 容

職場の働き方の見直しに関するお悩みをお持ちの企業に都が専門家(社会保険労務士または中小企業診断士)を派遣し、助言を行います。

(1) 派遣料:無料

(2) 派遣回数

・原則 5 回まで

・下記「④正規労働者と非正規労働者との間での不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金)に関すること(パートタイム・有期雇用労働法の適用に向けた取組に限る)」に取り組む場合、8 回まで

(3) 派遣時間:1 回につき原則 2 時間以内

(4) 派遣期間:派遣を決定してから令和3年3月31日(水曜日)まで

(5) 助言内容(取組項目)

① 育児と仕事の両立推進に関すること

② 介護と仕事の両立推進に関すること

③ 病気治療と仕事の両立推進に関すること

④ 正規労働者と非正規労働者との間での不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金)に関すること(パートタイム・有期雇用労働法の適用に向けた取組に限る)

※別紙報告書の【必須項目】を全て実施していただきます(別紙報告書は派遣終了後、専門家からご提出いただきます)。

⑤ 上記④を除く非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

⑥ 働き方・休み方の改善に関すること

⑦ その他雇用環境整備の推進に関すること

3 応募資格

申請を希望する企業(個人事業主を含む。)は、下記の要件を満たしている必要があります。

(1) 都内で事業を営んでいること(※1)。

(2) 常時雇用する労働者(※2)の数が300人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等(※3)であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(4) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当

する者でないこと。

(5) 働きやすい職場環境づくり推進取組計画(以下「取組計画」という。)を策定し、取組の実施を予定していること。

※1 法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除きます。

※2 常時雇用する労働者とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の「公益法人等」に該当(法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。)、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含みます。ただし、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。

① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)

② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)

【申請に係る注意事項】

※ 企業等が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等の奨励金を、専門家派遣事業申請と同じ年度内に利用したこと(または利用する予定)があり、その奨励を受けた(または受ける)事業の内容と、取組の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

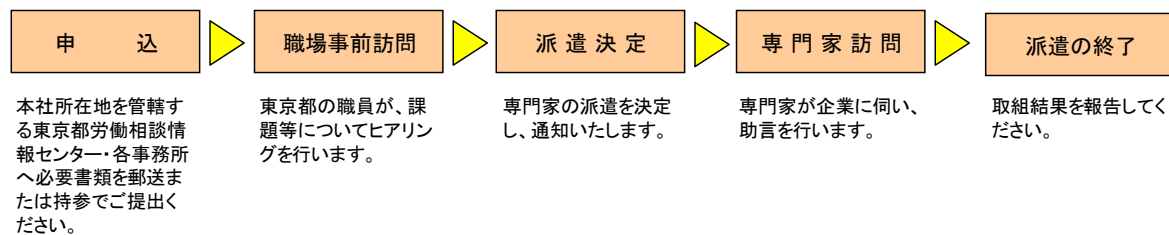
※ 企業等及び企業等の代表者が、過去に同内容で東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣を利用したことがある場合は対象外とします。

※ 企業等は1回の申請により、複数の取組項目について取組計画を策定し、申請することができます。なお1申請にかかる派遣が終了した後、前回の申請と重複しない取組計画の内容について、再度申請を行うことができます。

※ 企業等の代表者は、1申請にかかる派遣が終了した後でなければ、新たに申請することができません。

※ 企業等の代表者は、東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)と当専門家派遣を同時に利用することができません(当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)を新たに申請することができません。また、東京都新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業(専門家派遣)への申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。)

4 専門家派遣の流れ



・申込から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります（応募状況によってはそれ以上かかる場合がありますのでご了承ください。）。

・職場事前訪問によるヒアリング等で申請の取組内容等を確認し、専門家派遣の可否について決定し、通知します。職場事前訪問の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。

・顧問の社会保険労務士または中小企業診断士を指名することも可能です。この場合、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。なお、申請前に、直接申請企業が顧問の先生の内諾をお取りください。

・就業規則の見直しや作成に取り組まれる場合、専門家は作成に向けた相談助言を行いますが、就業規則そのものの作成自体は、助言を受けて、各企業で行っていただくことになりますのでご注意ください。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 申請書（様式第1号）… 原本1部
- ・ 取組計画（様式第1号の2）… 原本1部
- ・ 顧問契約書【顧問の社会保険労務士または中小企業診断士を指名する場合のみ】… 写し1部

※ 様式の入手方法

- 「TOKYO はたらくネット」よりダウンロード

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>)

(2) 提出先及び提出方法

上記5(1)の書類を、会社所在地を管轄する東京都労働相談情報センター（所在地等は下記7をご参照）まで、郵送または持参にてご提出ください。

(3) 申請受付期間 令和2年4月1日（水曜日）から令和3年1月29日（金曜日）まで

※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守します。

7 応募先・問い合わせ先

東京都労働相談情報センター・各事務所

事務所	住所	電話番号	管轄地域
飯田橋	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター9 階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区 中野区、杉並区、島しょ
大 崎	品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2 階	03(3495)4872	港区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区
池 袋	豊島区東池袋 4-23-9	03(5954)6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀 戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7 階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町 3-22-10	042(323)8518	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町 3-5-1	042(645)7450	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市